

独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方

平成22年6月18日

行政刷新担当大臣

蓮 翔

独立行政法人、政府系公益法人等の事業を対象とする事業仕分け第2弾の評価結果、第9回、第10回行政刷新会議における議論等を踏まえ、当面、以下のような具体的進め方で、独立行政法人・政府系公益法人(※)に関する業務見直し、制度見直し等を推進する。

【独立行政法人関係】

1. 「溜まり金」の国庫納付

独立行政法人において利益剰余金等の形で溜まっている資金について、各府省庁は所管する全独立行政法人を対象として、

- 必要とされる積立金等引き続き内部に留保することが不可避とされるものについては、その算定基準を民間企業並みにするなど、厳しく再精査した上で、
- 7月末を目途に、今後国庫納付する金額を算定し行政刷新会議に報告する。
(改正独法通則法の施行、個別法の改正等、所要の法的措置を前提とする)
- 国庫納付されたものについては、23年度当初予算以降の歳入に計上する。

[各府省庁の検討・報告内容]

- ① 全独法の利益剰余金等の内容、金額
- ② そのうち、所要の法的措置を前提に、国庫に納付する額
- ③ ②の額が①の額より少ない場合はその理由

2. 組織見直し・制度改革

独立行政法人の抜本的組織見直しと独立行政法人制度の刷新を行うこととし、全独立行政法人の業務の検証と解決すべき制度的課題の検討を、平行して加速的に推進する。

組織の見直しの検討に当たっては、法人の縮小や廃止自体を目的とするのではなく、真に必要な事業が効率的に実施されるための組織のあり方を追及することとし、また国家公務員制度改革の議論の経過を踏まえつつ、雇用の問題等に十分配意する。

(1) 全独立行政法人の業務のゼロベースでの見直しと「選別」

全独立行政法人の各業務について、そもそも必要な事業か、民間や自治体で担える事業か、国からの支出が必要な事業か、国に戻すべき事業などの観点からゼロベースで検証し、整理する。その上で、かかる事業を行っている各独立行政法人の組織のあり方について検討する。

行政刷新会議において業務の全容を検証し、その結果に基づき見直しの基本方針を年内に策定する。この基本方針のもと、(2) の制度的課題を合わせ、年度内を目途に詳細設計を行う。

(2) 制度的課題の整理・検討

独立行政法人の抜本見直しのために解決すべき制度的課題について、国家公務員制度改革推進本部との連携のもと、行政刷新会議において整理・検討する。年内に中間報告、年度内を目途に最終報告を行う。

【政府系公益法人等関係】

1. 発注者側（政府）の条件（国費支出のあり方）の見直し

政府が公益法人に対して国費を支出して行う事業について、事業を所管する各府省庁は、そもそもその事業が必要かどうかゼロベースで見直し、国民にとって真に必要なもの以外は廃止する。その上で、真に必要な事業であっても、「公益性がある=公益法人が担う」という固定観念を捨て、より効率的効果的に事業の目的が達せられるよう、事業の規模、事業発注のあり方（発注条件、入札条件等）についても徹底した見直しを図る。

各府省庁は、見直し結果を23年度概算要求に反映させるとともに、その内容を、8月末を目途に行政刷新会議に報告する。

2. 指導監督の徹底

- 所管官庁を中心として、法令や従前の決定等による政府系公益法人に対する指導監督の実行を徹底する。特に、公務員OBを含む役員の数や給与水準について法人の事業の規模や内容等から適切かどうか、また国費を受け入れての事業が実質上公務員OB役職員の給与等捻出のために行われていないか等について厳しく精査する。
- 所管官庁は、不要、過大な資産について8月末を目途に精査し、国庫納付を要請する（民間資金と混合している場合は国の出資額比率に応じて按分する等を検討）。納付要請の有無、納付要請の内容、要請の結果納付される金額について、9月末を目途に行政刷新会議に報告する。

3. 地方自治体からの負担金のゼロベースでの見直し

地方公共団体が国所管公益法人に対して負担している負担金について、法人所管府省庁は、

- 網羅的にリストアップし、7月末を目途に公表する。その際、負担の法的根拠があるものと、法的根拠がないものとの区別を明示する。
- 法的根拠がない負担金については、8月末までを目途に、義務ではないことを地方自治体に対してあらためて確認を行う。そのために必要に応じ、通知・通達の拘束力についての見直しを行う。

* 地方公共団体が構成員となり基本財産を出そんしている団体については、現段階において地方公共団体にとって真に必要かどうかを、構成する地方公共団体に8月末を目途に再確認する。

4. 権限付与の抜本見直し

法律等によって指定され権限が付与されているいわゆる指定法人について、法人所管各府省庁は、以下の観点からゼロベースで見直しを行い、その結果について8月末を目途に行政刷新会議に報告する。

- 指定の根拠が何か、「法律」「政令」「省令」「通達」その他の根拠を整理しリストアップする。特に法令では複数の指定が可能な形式となっているものの、通達等により特定の法人が実質上指定されている場合にはその旨明示する。
- そもそも権限や資格自体が必要かどうかを検証

- 法令等において、「指定」や「登録」等の根拠となっている規制が本当に必要か、必要な場合であっても最小限となっているかを検証
- その上で、特に「全国で一つ」となっている権限付与は、可能な限り「複数指定」又は「登録制」に改める。
- 権限付与に基づく資格付与、義務付け講習等について、国民の時間的・金銭的負担を軽減するため、重複等を徹底的に見直す。

5. 第三者分配型助成事業、助成対象法人の見直し

- 公益法人が公益法人等に対して助成を行う場合には、所管府省庁はその事業が真に必要かの検証の他に、本当に当該公益法人が分配する必要のある事業なのか、分配されることによって事業の目的が変質していないか等を厳しくチェックする。
- 助成金の有無と国家公務員OBの在籍が密接な関係にないかを厳しく見直し、密接な関係にあると認められる場合は、天下りや役員報酬の是正、助成金の凍結を含めた抜本的見直しなど指導監督を強化する。

上記のうち、特に以下の2点については個別に見直しを行う。

(1) 「宝くじマネー」の透明化とそれに関わる公益法人の整理

宝くじの収益金は、複雑なルートで様々な総務省所管公益法人に助成金という形で流れしており、その詳細が必ずしも透明性を持って国民に説明されている状況ではなく、また助成を受けている法人の大部分に総務省OBが役員に存在するという問題も存在する。

公費の負担がないため国民の目が行き届いていなかった宝くじマネーについては、総務省がその透明性を図るため情報公開等についての指導を徹底する。また、総務省での議論の経過を踏まえつつ、宝くじの許可についての基準である、総務省自治財政局長通知「宝くじ運営方針」を改正し宝くじの収益が過大な管理費や無駄な普及宣伝費に充てられることのない旨を追加するなど、行政刷新会議として根本解決を求める。(8月末まで)

(2) 公益法人等が行う公営ギャンブルの見直し

公営ギャンブル（競輪、競馬、競艇）の売上げを原資とした助成金については、助成の必要性、公益性等について検証するとともに、その透明性を図るために情報公開等についての指導を徹底する。また、助成金の仕組みについても透明性を図るために見直しを行う。検証、見直しの内容等について7月末を目途に行政刷新会議に報告する。

6. その他

- 政府系公益法人についての新制度への移行は、上記の見直しの状況を踏まえて対応する。
- 国費による事業が実質上一社応札になっているような法人や全国で唯一指定されている法人など、行政との関連が他の政府系公益法人と比べて密接な法人や、国への依存性が高い法人については、国との関係を再整理し新たな枠組みの可能性についても検討する。

※ 現段階において政府系公益法人を概ね以下のものとし、これらの条件を踏まえた上で個別に精査する。

1. 平成 22 年 4 月 1 日現在、所管官庁の出身者が常勤又は非常勤役職員として在籍する法人
2. 平成 21 年度に国、都道府県、市町村及び独立行政法人からの支出が 1000 万円以上あった法人
3. 平成 21 年度の国、都道府県、市町村及び独立行政法人からの補助金・委託費等による収入額が法人の平成 21 年度決算における年間収入額の 2 分の 1 以上を占める法人
4. 平成 21 年度に都道府県又は市町村から支出を受けた法人
5. 平成 21 年度に国、都道府県、市町村及び独立行政法人からの補助金・委託費等を第三者に交付する法人
6. 5. の補助金・委託費等を受ける法人
7. 国の指定、登録等に基づき特定の事務・事業を実施している法人